

道高P連の総意で

一般財団法人北海道高等学校安全互助会を設立

生徒とPTAを対象に、来年度から共済事業を実施

かけがえない子供達が、心身とも健康で安全な学校生活を過ごすことは、すべての保護者にとつての願いです。しかしながら、不幸にして災害に遭うこともあり、平素からこれに備えておくことも大切です。

北海道高等学校PTA連合会では、六月の総会で「北海道高等学校安全互助会」の設立を決議し、来年度から共済事業がスタートします。

共済制度は会員があらかじめ一定の掛金を出し合い協同の財産を準備し、災害など不測の事態が生じた場合には、共済金を給付することにより、生活を助け合うことを目的とする、相互扶助の精神により成り立つ制度です。

安全互助会の理事長には山本富造会長、評議員には高P連各支部長が就任するなど、安全互助会は道高P連と一体となって運営される組織です。

学校での生徒の災害には、日本スポーツ振興センターから給付金が支給されますが、



災害の際には様々な出費があることから、これを補うことなどを目的に、北海道では昭和六十二年から安全互助会が組織され共済事業が行われていました。が、保険業法の改正により実施が不可能となり、平成十八年には募集が停止されました。安全互助会に代わる制度設立への要望もあり、高P連では民間会社が運営する災害補償制度を導入しましたが、加入者の減少などの課題を抱えていました。

一方、共済事業の復活を望む多くの声全国から寄せられたことに加え、平成二十二年に「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、再びP

PTAの手による共済事業を実施することが可能になったのです。これらの経過を考えますと、道高P連としても安全互助会をしっかりと支え育てていく必要があるということになります。

本会の共済事業の特徴は、学校管理下の生徒だけでなく、PTA管理下の生徒やPTA会員の災害も共済の対象としていることです。これにより各学校におけるPTA活動の活性化の一助ともなると思われま

また、安全互助会は共済事業のみを目的としている組織ではありません。生徒の安全や健康に関する啓発事業や高P連との共済事業も実施することにより、生徒が災害を被ることなく健全に成長していくことのできるよう取り組みを進めていきます。

十月から十二月にかけて高P連各支部で、共済事業の説明会も実施する予定です。以下に、本会の共済制度の概要を掲載しますのでご覧ください。

共 済 事 業

- 1 共済事業の契約者及び会員
(1) 共済事業の契約者
・ 共済事業に加入した北海道の高等学校の単位PTA会長
(2) 共済事業の会員(共済金の支払いの対象者で被共済者ともいいます)
・ 共済事業に加入した単位PTAに所属し、共済事業の会員となるため会費を納入した者
2 会費
(1) 生徒及びPTA会員
・ 全日制課程・中等教育学校後期課程・専攻科
生徒 1400円(共済会費1300円、一般会費100円)
・ 定時制課程
生徒 700円(共済会費650円、一般会費50円)
※ 保護者(P/A会員)は生徒の加入を以て共済事業の会員となります。
(2) P/A会員のうち所属する単位PTAに保護する子女が在籍していない者 180円(共済会費130円、一般会費50円)
3 被共済者(共済事業の対象者で共済金の給付対象となる者)の範囲
(1) 生徒
・ 保護者が共済事業の会員である生徒
(2) P/A会員等
・ 共済事業の会員であるP/A会員及び特定の役割を行うためにP/Aが主催又は共催する行事に参加することをP/A会長が認めた者
4 共済金の給付対象となる活動
(1) 生徒 「学校の管理下」及び「P/Aの管理下」で発生した災害
(2) P/A会員等 「P/Aの管理下」で発生した災害

災害とは
「学校の管理下」及び「P/Aの管理下」にある間に被った負傷、疾病及びその結果としての障害、死亡で、その範囲は日本スポーツ振興センター法施行令第5条のとおりとする。
「負傷」は、偶然性・急激性・外来性によるものをいう。
「疾病」は、中毒、熱中症、嚔下性肺炎、運動に伴う心臓系疾患、中枢神経系疾患などをいう。

「学校の管理下」とは
① 生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
② 生徒が学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
③ 上記の他、生徒が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
④ 生徒が通常の経路及び方法により通学する場合

「P/Aの管理下」とは
① P/A会員等がP/A総会など会則に基づき手続きを経て決定された、P/Aが主催又は共催する行事(学校が主催する行事のうち予めP/Aが組織的に参加することを決めた行事を含む)に参加している場合
② 生徒が休業日(長期休業中の平日を除く)に、スポーツ振興センターの給付対象とならない活動のうち、P/Aが主催又は共催する活動に参加している場合
③ 生徒やP/A会員等が合理的な経路及び方法により自宅と会場の間を移動する場合

5 共済事業の区分及び共済金

(1) 生 徒

Table with 4 columns: 区 分, 対象の活動, 給 付 内 容. Rows include 死亡共済金, 特別死亡共済金, 障害共済金, 特別障害共済金, 歯科補綴共済金, 傷病共済金, 特別傷病共済金.

(2) P/A等

Table with 4 columns: 区 分, 対象の活動, 給 付 内 容. Rows include P/A 死亡共済金, P/A 障害共済金, P/A 傷病共済金.

○「障害」関係の共済金はスポーツ振興センターの区分した等級(労働者災害補償保険法施行規則別表第1)を適用します。例えば、「障害共済金」の場合、1級は1,200万円、14級は25万円です。

※ (一般事業)

Table with 2 columns: 香料給付事業, 生徒が死亡した場合で、スポーツ振興センター及び当会の給付対象とならなかったときに10万円を給付